資料５

環境省
Ministry of the Environment

その他 地方公共団体実行計画の策定・実施に関することについて

2021年10月

地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルに追加する内容（案）（区域施策編）

環境省

【計画策定に当たっての工夫】

- 地方公共団体実行計画（区域施策編）は、対象が非常に広範である中、地方公共団体において、計画策定・フォローアップや、排出量の算定・推計にどこまでリソースを割くべきか。より具体的な対策・施策に取り組んでいただくため、計画策定に当たってどのような工夫が考えられるか。（地域間での連携、他の計画との統合、記載事項の簡略化などを含む）
- 特に計画策定が困難である市町村への都道府県による支援の内容として、どのようなものが考えられるか。
- 連携中枢都市圏や定住自立圏の枠組みを使った連携の内容として、どのようなものが考えられるか。
- 地方公共団体実行計画（区域施策編）の共同策定について、改正地球温暖化対策推進法を踏まえ、都道府県と市町村の共同策定や、中心都市と市町村の連携について、具体的な手法、留意点や事例を示すこととしてはどうか。
- 現状の実行計画マニュアルにおいても、他の計画との統合が可能である旨、例として環境基本計画等を挙げて説明している。他にも、地域気候変動適応計画等、様々な計画と統合して策定することが可能であることや、その際の留意点などを示してはどうか。

【区域の関係者との連携・体制構築】

- 地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定、施策の検討、進捗管理等を行う場として、環境審議会や地方公共団体実行計画協議会が活用されている。2050年カーボンニュートラルに向けた動きを踏まえ、多様なステークホルダーを巻き込み、 区域の各主体に当事者意識を持って参画してもらうことが重要であると考えられるが、具体的な連携をどのように行うべきか。
- 地方公共団体の担当部局・担当職員における知見・ノウハウの蓄積という観点から、取組の実施に当たっての留意点や、参考となる事例等を地方公共団体に情報提供すべきではないか。

地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルに追加する内容（案）（区域施策編）

【改正地球温暖化対策推進法に基づく地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項について】

- 地方公共団体実行計画（区域施策編）の協議を行う場として、環境審議会や地方公共団体実行計画協議会が活用されている。今後、改正地球温暖化対策推進法に基づく制度運用を行うに当たって、促進区域等の地域脱炭素化促進事業に関する合意形成を行う場としての協議会との関係（役割分担や、両者の連携について）を整理する必要があるのではないか。
- 改正地球温暖化対策推進法に基づく促進区域等の地域脱炭素化促進事業に関する事項は、地方公共団体実行計画に位置づけることとされているが、地方公共団体における計画策定・実施のプロセスも踏まえつつ、地方公共団体実行計画（区域施策編）と促進区域等に関する事項の関係について整理する必要があるのではないか。
- 共同策定についても、たとえば促進区域に関する事項についてのみ共同策定することができるかどうかについて、整理する必要があるのではないか。

地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルに追加する内容（案）（事務事業編）

環境省

【計画策定に当たっての工夫】

- 地方公共団体実行計画（事務事業編）の共同策定について、特に、策定率の低い地方公共団体の組合を対象に、具体的な手法、留意点や事例を示してはどうか。

【庁内の関係者との連携・体制構築】

- 地方公共団体実行計画（事務事業編）の策定・進捗管理等を行う場として、庁内の関係部局からなる連絡会議等が活用されている事例が多い。政府実行計画（案）において野心的な目標や施策が位置づけられたことを踏まえ、施策の検討や進捗管理を行うに当たって、庁内の関係者との連携をどのように行うべきか。
- 地方公共団体の担当部局・担当職員における知見・ノウハウの蓄積という観点から、取組の実施に当たっての留意点や、参考となる事例等を地方公共団体に情報提供すべきではないか。

【事務事業編と区域施策編の関係】

- 地方公共団体実行計画（事務事業編）と地方公共団体実行計画（区域施策編）については、その性質の違いから、異なる計画として策定している場合も多く見られる。
- 一方、地方公共団体実行計画（事務事業編）は、公的機関の率先的な取組により、区域の住民や事業者の模範となる内容であること、地域のインフラのあり方とも強く関係する計画でもあることなど、地方公共団体実行計画（区域施策編）の一部を構成する要素でもある。これらを踏まえて、両計画が相乗効果をもたらすよう、どのような工夫が考えられるか。

都道府県における市町村支援の状況

- 国の「地球温暖化対策計画」における「特に都道府県に期待される事項」への取組として、５割を超える都道府県が「実行計画の策定・改定及び計画に基づく取組が困難な市町村に対する技術的な助言」や「管内の市町村における取組の優良事例の情報収集」を行っている。
- また、市町村支援を行う際の課題として、知識・情報不足や通常業務の忙しさによる支援時間の不足、そもそもの市町村のニーズ把握を挙げている都道府県が多い。

「特に都道府県に期待される事項」のうち取り組んでいるもの

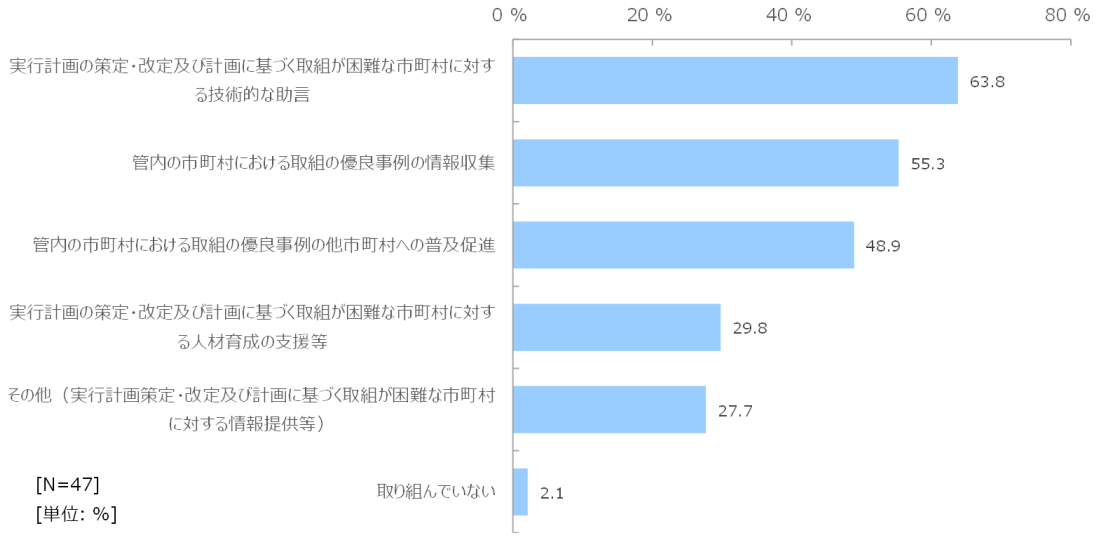

市町村に対する支援を行う際の課題

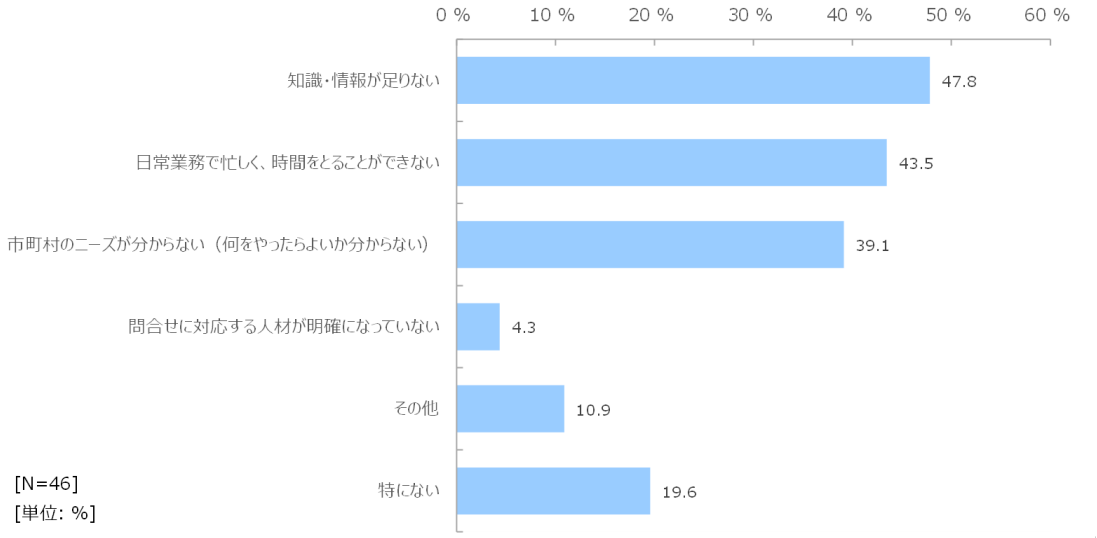

出所）環境省「令和２年度 地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査 調査結果報告書」347P、348P

都道府県の市町村への支援事例

■ 都道府県における市町村への支援事例として、市町村向け研修会・セミナーの開催、国の関係支援制度の情報提供、連絡会議の開催などが挙げられる。

＜事務事業編＞

都道府県	主な支援内容
愛媛県	市町や企業向け省エネセミナーの開催
高知県	実行計画策定・改定を終えた市町村らの未策定・未改定の市町村への情報提供
長崎県	地域版低炭素塾の開催に向けたアンケート調査、国の関連支援制度の情報提供等
鹿児島県	研修会の開催，国の支援制度等の情報提供
沖縄県	独自調査によるデータを活用

＜区域施策編＞

都道府県	主な支援内容
群馬県	市町村向けの説明会の開催
埼玉県	説明会の開催、セミナーの案内等
東京都	市町村に対する情報提供、国補助制度の活用促進のための支援（説明会の開催）等
愛知県	実行計画策定に関する研修会の開催
大阪府	管内市町の実行計画策定状況等を共有するための連絡会議を開催
山口県	担当者会等の実施
佐賀県	地域版低炭素塾の開催に向けたアンケート調査、国の関係支援制度などの情報提供

出所）環境省「令和２年度 地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査」より作成

温暖化対策全体の体制構築（共同策定：熊本連携中枢都市圏）

- 熊本市をはじめとする18市町村が共同で形成している「熊本連携中枢都市圏」は、令和3年3月に「熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画」を策定。
- 共同策定の実施により、以下の3つの効果が期待できるとしている。

効果	内容	イメージ
施策の補完効果	• 各地方公共団体において、自ら強みを有する部分は自ら施策を推進し、弱みとなる部分は他の地方公共団体の施策が補完することで、必要な施策を実現。	
施策の波及効果	• 特定の地方公共団体の施策により効果が得られた場合、ノウハウを他の地方公共団体と共有することで、施策の波及効果が得られる。	
施策の波及効果	• 圏域全体で進捗を管理し、他地方公共団体の活動状況を把握することで、単独で実施するよりも各主体（住民、事業者、行政） の施策の推進効果が高まる。	

出所）熊本市、熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行 https://www.city.kumamoto.jp/common/UploadFileDsp.aspx?c_id=5&id=25096&sub_id=11&flid=245569
<閲覧日：2021年9月27日>

温暖化対策全体の体制構築（共同策定：熊本連携中枢都市圏）

- 計画の推進にあたって、各地方公共団体における個別の管理を前提としつつも、圏域の18市町村の温暖化対策担当部局で構成する「熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画連絡会議」を設置することにより、圏域全体の調整を図っている。
- 圏域内の各地域を、再生可能エネルギー導入可能性量や温室効果ガス排出量等から、各地域を①地産地消地域、②再エネ供給地域、③再エネ需要地域の３つに分類し、圏域全体での将来像を掲げている。

計画の推進体制

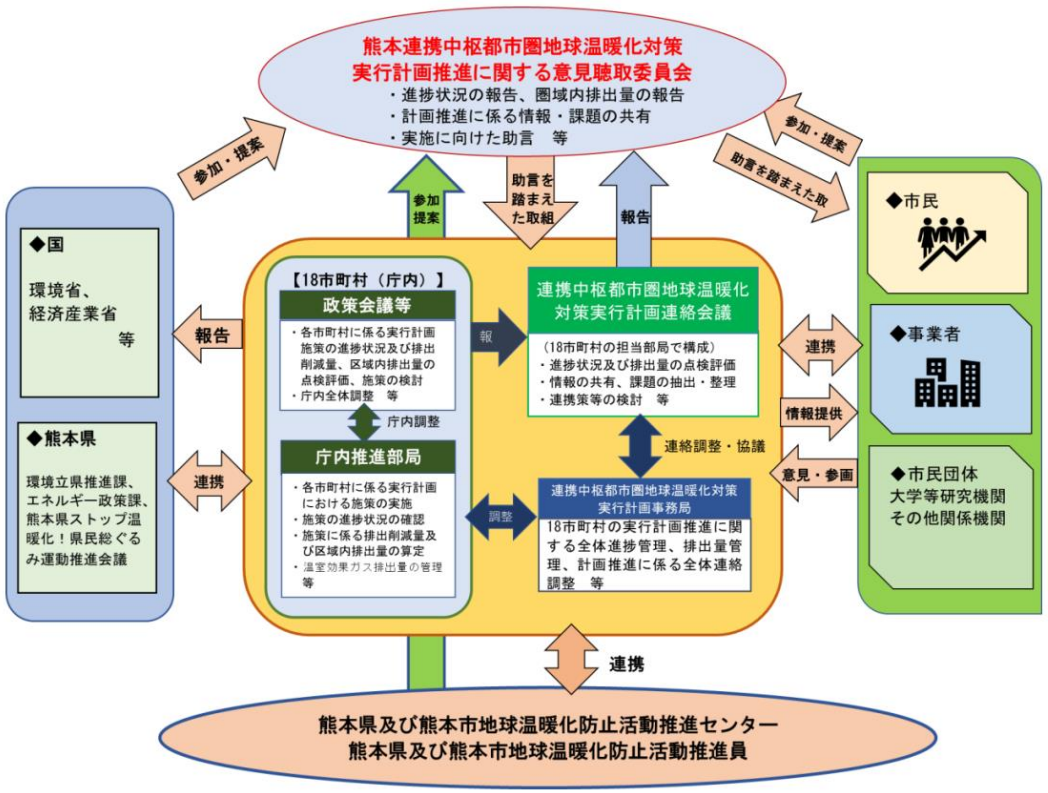

熊本連携中枢都市圏における再生可能エネルギーの将来像

○「地産地消地域」では、更なる地産地消による脱炭素を推進
○「再エネ供給地域」から「再エネ需要地域」へエネルギーを供給

圏域内でのエネルギー循環システムの構築の実現
圏域内での安定したエネルギーの確保と災害時等での電力確保

出所）熊本市、熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画 https://www.city.kumamoto.jp/common/UploadFileDsp.aspx?c_id=5&id=25096&sub_id=11&flid=245569 <閲覧日：2021年9月27日>

温暖化対策全体の体制構築（共同策定：ちちぶ定住自立圏）

- 秩父圏域の1市4町（秩父市、横瀬町、皆野町、長瀞町、小鹿野町）は、協定による「ちちぶ定住自立圏」を形成し、医療、産業振興、公共交通など1市4町共通となる事業を展開している。
- 圏域の環境施策を総合的かつ計画的に推進し、圏域の望ましい環境像の実現を目指すため、具体的な施策を示す「ちちぶ環境基本計画」を策定し、「ちちぶ地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」については、本計画に含めることにより一体的に推進していくこととしている。
- 計画期間は2012～2022年度であり、圏域の温室効果ガス削減目標等を定めている。

ちちぶ定住自立圏と各種計画の関係性

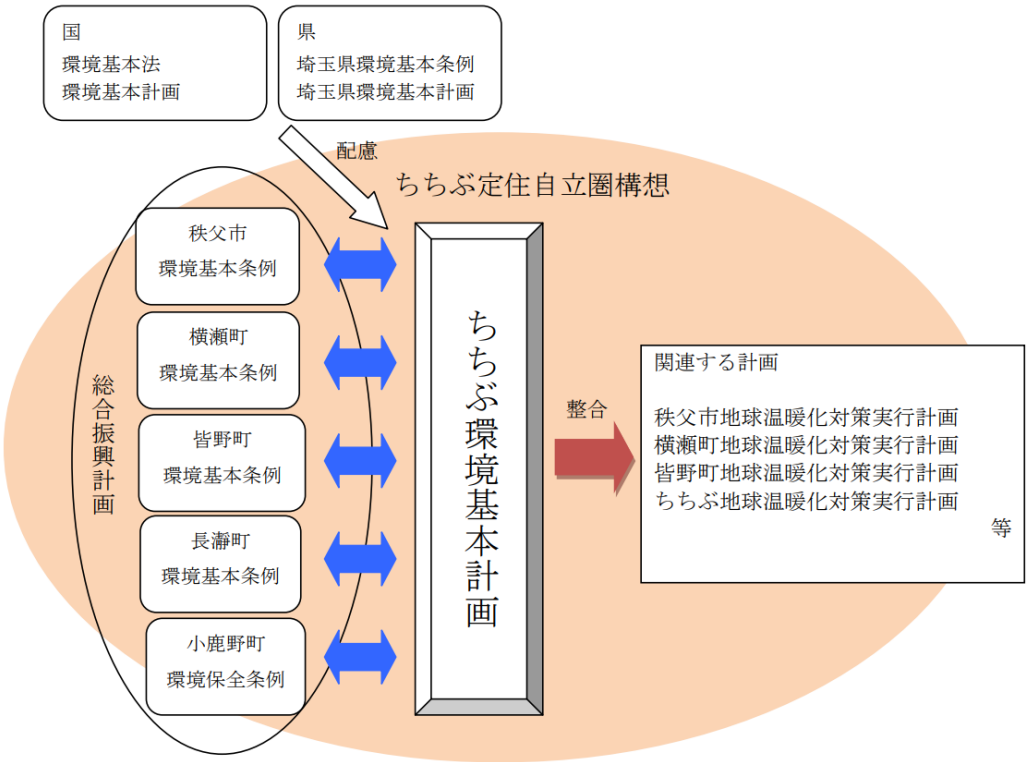

地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の期間及び目標

地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の期間及び目標

１９９０年度（平成２年度）	２０１７年度（平成２９年度）	２０２２年度（平成３４年度）
4,374.4 千 t-CO_2	2,405.9 千 t-CO_2	2,274.7 千 t-CO_2
	１９９０年比　▲45%	１９９０年比　▲48%

（単位：千 t-CO_2）

年	家庭部門	家庭部門以外	計
２００９年（平成２１年）	121.3	2,392.1	2,513.4
↓ ↓	▲30.1 （▲24.8%）	▲77.4 （▲3.2%）	▲107.5 （▲4.3%）
２０１７年（平成２９年）	91.2	2,314.7	2,405.9
↓ ↓	▲5.0 （▲5.45%）	▲126.2 （▲5.45%）	▲131.2 （▲5.45%）
２０２２年（平成３４年）	86.2	2,118.5	2,274.7

出所）ちちぶ定住自立圏「ちちぶ環境基本計画（平成24年12月）」http://hospital.city.chichibu.lg.jp/secure/1874/chichibu_basic_environmental_plan.pdf　<閲覧日：2021年９月15日>

温暖化対策全体の体制構築　市町村と地方公共団体の組合の連携（事務事業編）

■ 地方公共団体実行計画（事務事業編）については、市町村とその市町村内で事業を行う一部事務組合等（団体）が共同策定する事例がみられる。

市町村	地方公共団体の組合	策定/更新時期	備考
静岡県三島市	三島函南広域行政組合、三島市外五カ市町箱根山組合、三島市外三カ市町箱根山林組合	2016年策定、2021年更新	「三島市役所　地球温暖化対策　地球にやさしき率先行動計画」に集約
高知県椋原町	津野山広域事務組合	2019年策定	「椋原町地球温暖化対策実行計画」に集約
岡山県笠岡市	岡山県西部衛生施設組合、岡山県西部環境整備施設組合、岡山県西南水道企業団、笠岡地区消防組合、岡山県西部地区養護老人ホーム組合、井笠地区農業共済事務組合、岡山県笠岡市・矢掛町中学校組合	2018年3月更新	「笠岡市・一部事務組合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に集約
大分県由布市	由布大分環境衛生組合	2010年策定	「由布市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に集約
鹿児島県霧島市	姶良・伊佐地区介護保険組合	2018年策定	「第三次霧島市地球温暖化対策実行計画」に集約

出所）環境省「地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査結果（令和元年１０月１日現在）」（１）地方公共団体実行計画（事務事業編）　②地方公共団体の組合　一覧表から作成
https://www.env.go.jp/earth/dantai/r011001/mat02_2-1.pdf（2021年9月24日閲覧）

温暖化対策全体の体制構築（共同策定：岡山県笠岡市）

- 2018年3月、岡山県笠岡市は「第4次笠岡市・一部事務組合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を改定した。
- 笠岡市では、笠岡市環境基本計画と呼ばれる市全体の環境面の上位計画を策定しており、それに関連して市及び7つの事務組合が共同して地方公共団体実行計画（事務事業編）を策定している。

実行計画の主な対象施設と関係組織

地方公共団体	主な所管施設
笠岡市	市役所所管業務全体
岡山県西部衛生施設組合	クリーンセンター等
岡山県西部環境整備施設組合	清掃工場など
岡山県西南水道企業団	浄水場など
笠岡地区消防組合	笠岡消防署など
岡山県西部地区養護老人ホーム組合	老人ホームなど
井笠地区農業共済事務組合	事務所など
岡山県笠岡市・矢掛町中学校組合	中学校など

実行計画の推進体制

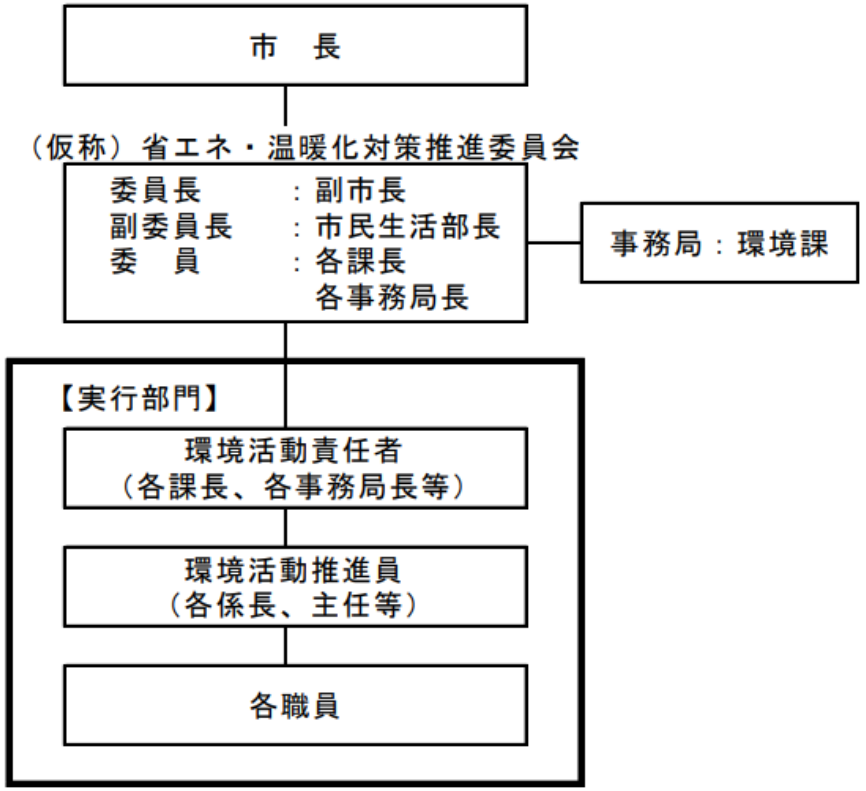

出所）岡山県笠岡市、第４次笠岡市・一部事務組合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）　https://www.city.kasaoka.okayama.jp/uploaded/attachment/13967.pdf、<出版日：2018年3月>

地球温暖化対策全体の体制構築（庁外体制・協議会の活用）

環境省

- 地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定・実施に係る庁外の体制は、コベネフィットの観点も踏まえて、多様なステークホルダーを巻き込み、区域の各主体に当事者意識を持って参画してもらうことが重要であると考えられる。
- 地球温暖化対策推進法第22条においては、地方公共団体実行計画を策定しようとする都道府県及び指定都市等は、単独で又は共同して、地方公共団体実行計画協議会を組織することができるとされている。
- 協議会を設置し、議論の場として活用することは有効であり、参画が期待されるステークホルダーとしては、区域の住民や事業者、地域金融機関やNPO等の民間団体、大学・研究機関、環境保護団体などが想定される。

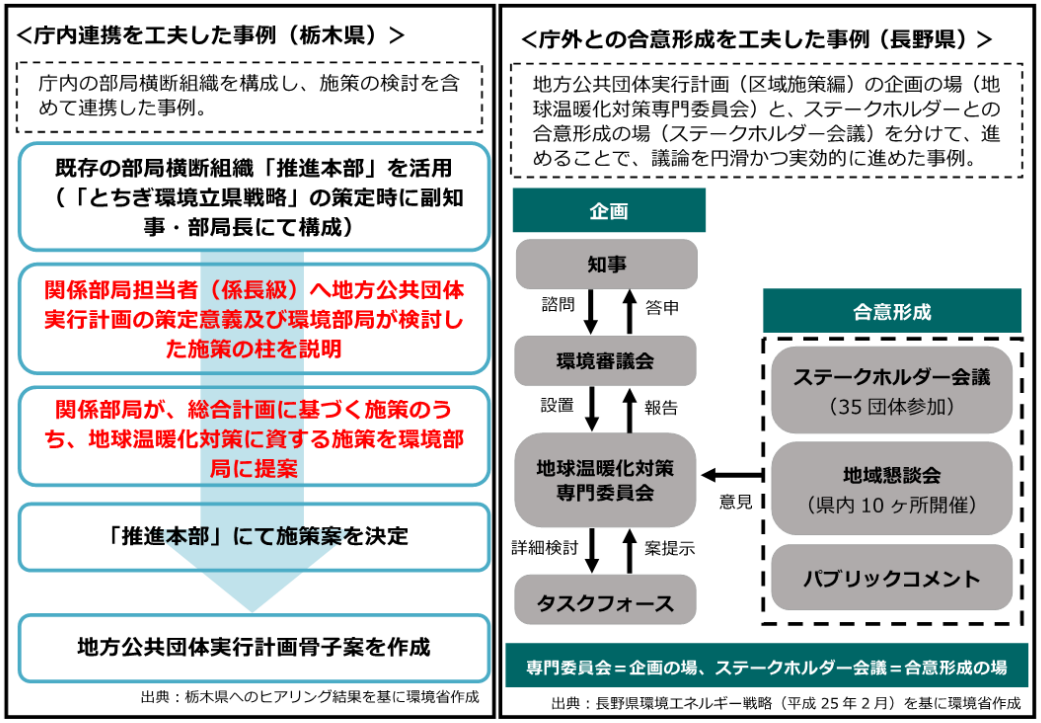

図 2-1-6.1　庁内連携及び庁外との合意形成を工夫した事例（栃木県、長野県）

長野県では、環境部内にゼロカーボン推進室を設置し、ゼロカーボンシティ実現のための PDCA を推進する役割を担うこととしました。県が掲げる「気候危機突破プロジェクト」のうち、2050 年の人口構造等を見越したまちづくりを住民・市町村と一体で推進する「コンパクト＋ネットワークまちづくりプロジェクト」では、当室がまちづくり部局や交通部局と連携するとともに、民間団体である「信州地域デザインセンター（UDC 信州）」のサポートも得ながらプロジェクトを推進しています。

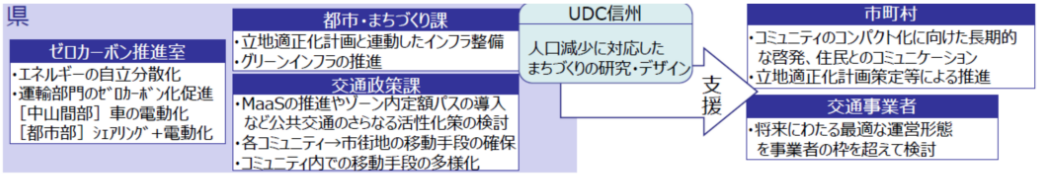

出典：長野県「気候危機突破プロジェクト」（令和２年４月）１．コンパクト＋ネットワークまちづくりプロジェクト

図 2-1-6.3　庁内連携及び庁外との合意形成を工夫した事例（長野県）

出所）環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）Ver.1.1（令和３年３月）」より作成

温暖化対策全体の体制構築（庁外体制：長野県）

■ 長野県は「長野県ゼロカーボン戦略」の策定にあたって、庁内体制の整備に留まらず、パブリックコメントの実施の他、ステークホルダー会議や地域セミナーの開催等を通じて、県民等とのビジョン共有を積極的に実施している。

計画策定に係る検討体制

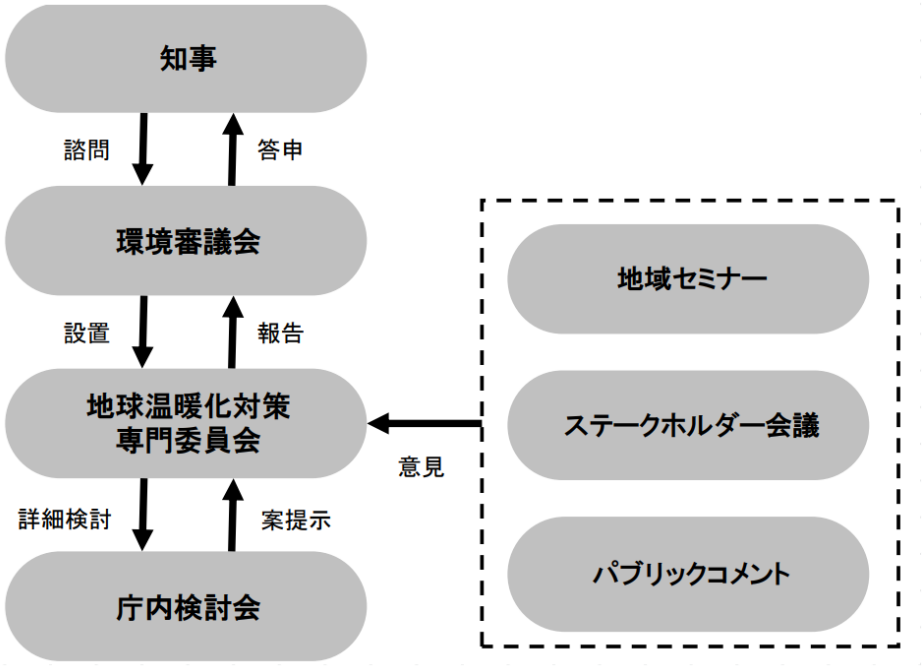

計画策定に係るスケジュール（当初）

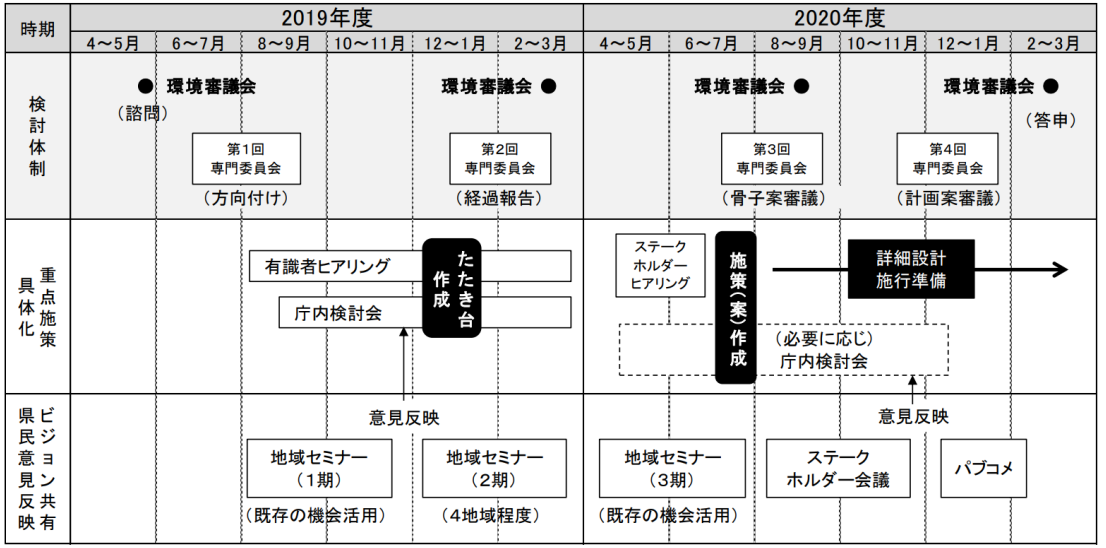

出所）長野県、第1回　長野県環境審議会　地球温暖化対策専門委員会（2019年8月23日）　資料2「長野県環境エネルギー戦略(第四次長野県地球温暖化防止県民計画)の 策定について 」、https://www.pref.nagano.lg.jp/ontai/kurashi/ondanka/shisaku/2019-2020keka/documents/2.pdf　より

温暖化対策全体の体制構築（庁内の推進体制）

- 推進体制に係る一般的な課題認識として、「環境政策の優先度の低さ」「リーダーシップの不在」「個別措置に対する責任体制の不明」「庁内組織の縦割りによる情報の不連続」「庁内の人事異動等による情報の不連続」が挙げられる。
- 推進体制構築のポイントとして「各部局における責任と役割の明確化」「地方公共団体の首庁によるトップマネジメント」「事務局等による各実行部門の横断的連携の実現」「別計画の手続等との兼用による実務の効率化」「施設整備等に係る意思決定部門等との共同体制の構築」が重要である。

＜推進体制のポイント＞

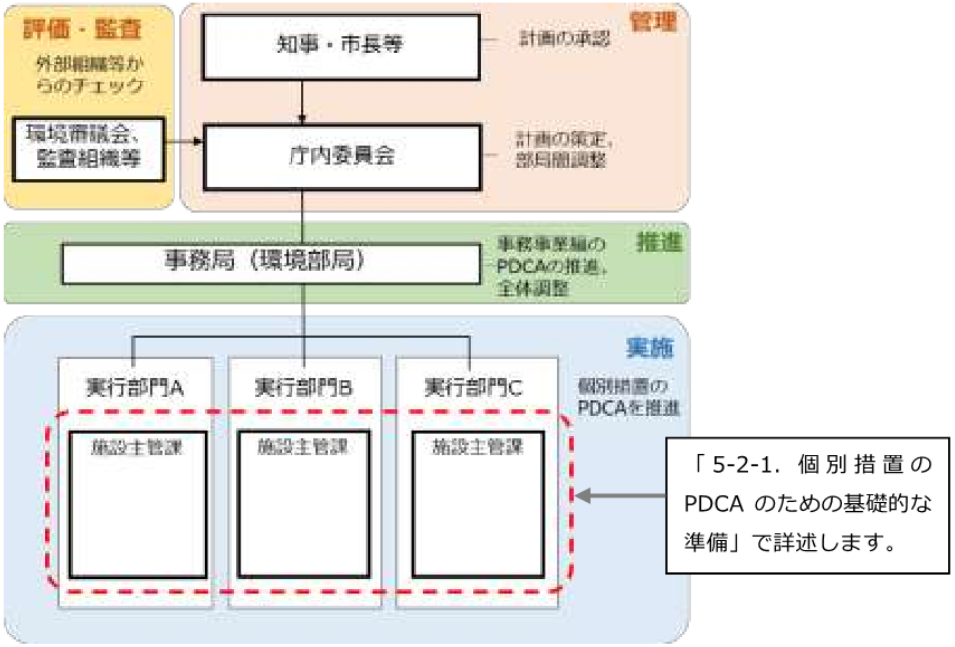

図 3-2-1　考えられる推進体制のイメージ

表 3-2-1　必要な機能と考えられる組織等

機能名	機能概要	考えられる組織等
管理	事務事業編の策定・改定	首長、部課長級の庁内委員会
推進	事務事業編の毎年の PDCA を推進	事務局
実施	個別措置の PDCA を推進	庁内の実行部門
評価・監査	外部組織等からのチェック	環境審議会、監査組織等

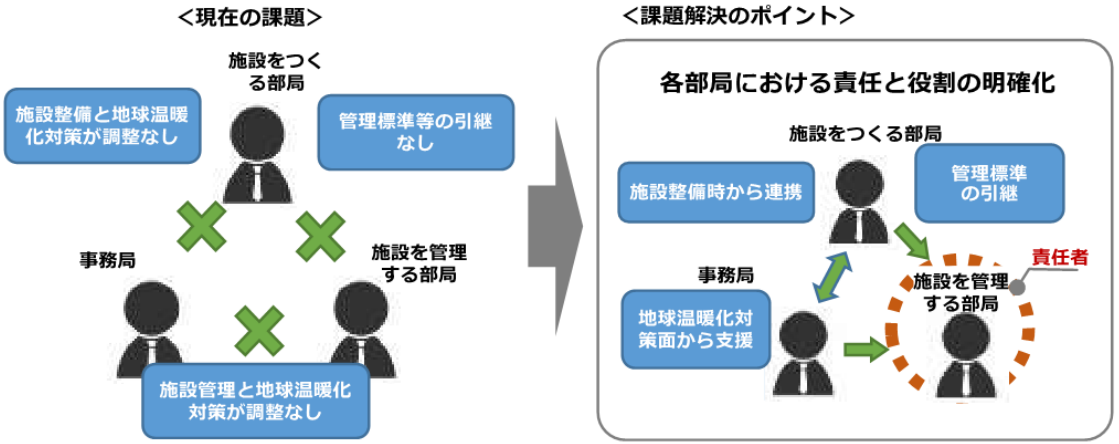

図 3-2-2　「各部局における責任と役割の明確化」のイメージ

出所）環境省「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（本編）Ver.1.2（令和３年３月）」より作成

温暖化対策全体の体制構築（庁内体制：岡山県倉敷市）

- 倉敷市では、温暖化対策ワーキンググループ（事務局：地球温暖化対策室）の中に、カーボン・マネジメント推進プロジェクトチーム（事務局：環境政策課）を設置し、市内での体制構築を行っている。
- その中で、地球温暖化対策室と市のファシリティマネジメントを担う公有財産活用室が連携することで、公共施設の更新や改修に係る想定をすり合わせ、公共施設の長寿命化計画と省エネルギー化計画の矛盾をなくすことにつながっている。

倉敷市：カーボン・マネジメント推進プロジェクトチーム及び各施設の体制

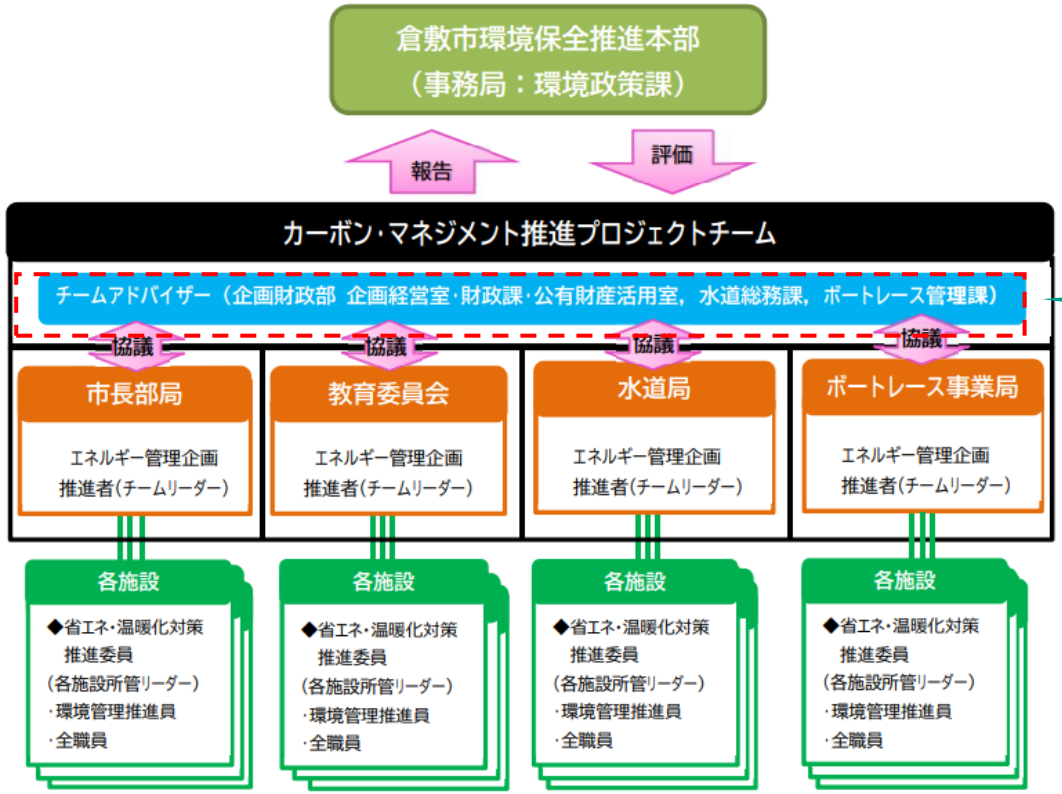

チームアドバイザーとして、公有財産活用室を含む、他部署とも密接に連携

出所）岡山県倉敷市、倉敷市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）） https://www.city.kurashiki.okayama.jp/secure/129337/jimujigyou202003.pdf、<出版日：2020年3月>より加筆

温暖化対策全体の体制構築（庁内体制：東京都世田谷区）

■ 特筆すべき取組みを行っている課や出先職場、施設等を、ベストプラクティス及び優良取組み事例として評価し、庁内外において公表することにより、取組む組織・職員の意識向上を図っている。

環境マネジメントのフロー

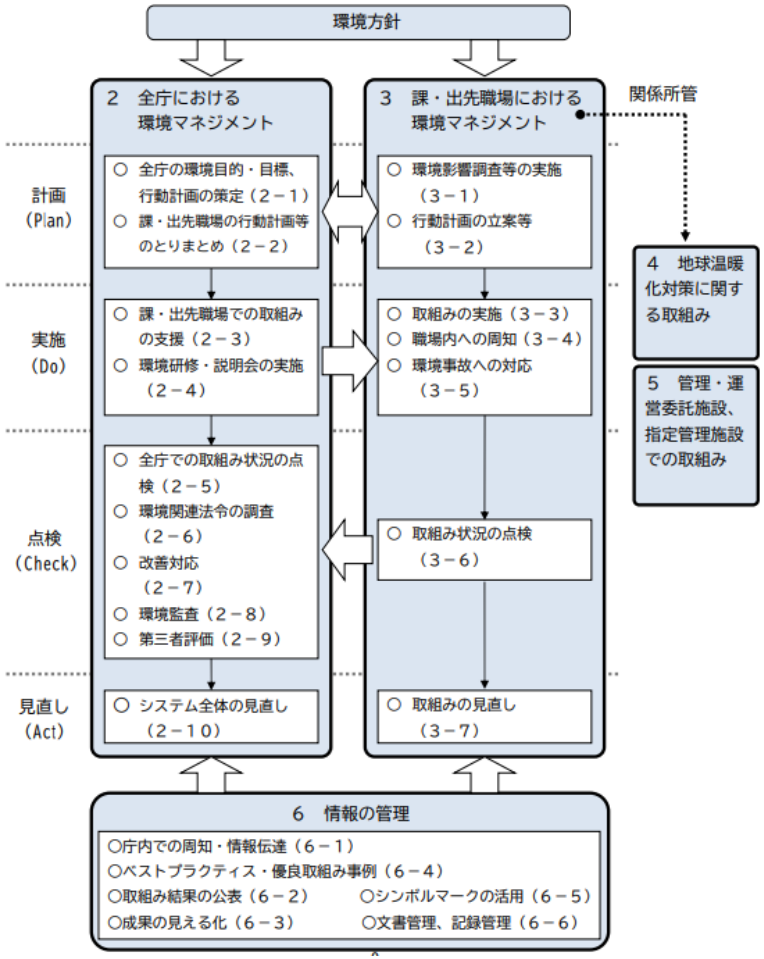

ベストプラクティス及び優良取組み事例の公表方法

- 環境共生推進会議等、庁内会議
- 区ホームページや広報等
- 庁内公開サイト・庁内掲示
- 研修・説明会等での周知

出所）世田谷区、世田谷区環境マネジメントシステム「ＥＣＯステップせたがや」運用マニュアル(第８版) https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/sumai/011/004/d00125041_d/fil/unyou-manyuaru.pdf
<閲覧日：2021年9月27日>

温暖化対策全体の体制構築
（区域施策編・事務事業編の統合：埼玉県所沢市）

環境省

- 所沢市では、2018年度まで地方公共団体実行計画（事務事業編・区域施策編）に該当する所沢市環境基本計画と、マチごとエコタウン所沢構想を別々の形で取りまとめていた。
- 2019年3月、計画期間終了に伴ってこれら二つの計画を継承し、新しい計画として「所沢市マチごとエコタウン推進計画」を取りまとめ、基本理念や将来像および中期的な方針をまとめた基本計画と、重点的取組としての短期的な方針をまとめた「重点実施計画」から構成される新しい計画を策定した。

過去の基本計画との対応関係

第2期所沢市環境基本計画（2011～2018年度）

マチごとエコタウン所沢構想（2014～2018年度）

↓

所沢市マチごとエコタウン推進計画（第3期所沢市環境基本計画）

基本計画	• 地方公共団体実行計画（区域施策編）が内包
重点実施計画	• 地方公共団体実行計画（事務事業編）が内包

マチごとエコタウン推進計画の構成

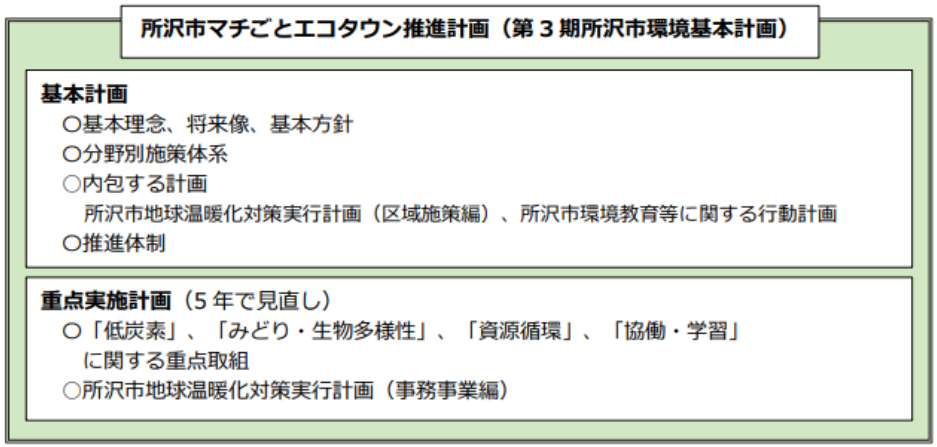

温暖化対策全体の体制構築（庁内計画との同時改定：鳥取県北栄町）

環境省

- 2021年3月に「北栄町地球温暖化対策実行計画（第3期　事務事業編）」と、「北栄町公共施設個別施設計画」を同時に改定。
- 「北栄町公共施設個別施設計画」においては、公共施設の計画的な運営の基本方針を示す「北栄町公共施設等総合管理計画」の内容を踏まえた上で、町の将来の地区別の人口推計等も踏まえながら、より具体的に各施設の長寿命化や建替え・統廃合と共に、省エネ改修についても検討を行うことにより、公共施設管理と地球温暖化対策を効率的に推進。

公共施設個別施設計画における見直し対象施設（エネルギー使用量が大きな施設）

年代	2020 年代	2030 年代	2040 年代	2050 年代
見直し検討が必要な施設	中央公民館大栄分館 大谷こども園 大誠体育館 勤労者体育センター	中央公民館 北条農村環境改善センター 北条健康福祉センター 旧北条庁舎 大栄小学校 大栄中学校	民芸実習館 北条体育館 大栄体育館 大誠こども園 由良こども園	北条こども園(旧部分)
2060 年まで維持する施設※1 大規模改修・省エネ改修の検討年代別に記載	北条小学校 北条中学校 B&G 海洋センター 大栄歴史文化学習館 (青山剛昌ふるさと館) 図書館 大栄庁舎 大栄農村環境改善センター	学校給食センター 大栄健康増進センター ほくほくプラザ 大栄ふれあい会館	北栄みらい伝承館 北条ふれあい会館 (北条小学校)※2 (北条中学校)※2	北条こども園(増築部分)

※1 維持:施設の利用目的、位置、劣化状況を総合的に検討し、2060 年まで維持管理を行う予定の施設

※2 学校施設の改修周期 20 年に基づく記載

計画の同時改定により北栄町が目指す将来像

出所）北栄町、北栄町公共施設個別施設計画（第１期） 概要版 http://www.e-hokuei.net/secure/5644/kobetsugaiyou.pdf、
北栄町地球温暖化対策実行計画（第3期　事務事業編）http://www.e-hokuei.net/secure/14513/3kikeikaku.pdf、公共施設の将来のあり方を考える（北栄町ご提供資料）より＜確認日：2021年3月＞

地方公共団体の課題（区域施策編）

- 地方公共団体実行計画（区域施策編）が未策定・未改定の理由として、人員や予算の確保が困難なこと等、地方公共団体自身の規模等に左右されやすい理由を挙げる団体は非常に多い。
- また、地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定・改定時に困難だったことの中で、対策・施策の検討や削減目標の設定や削減効果の試算を挙げている地方公共団体が多く、これらの点について、実行計画マニュアル等を通じて積極的に支援していくことが望まれる。

区域施策編が未策定又は計画期間を過ぎていても未改定の理由

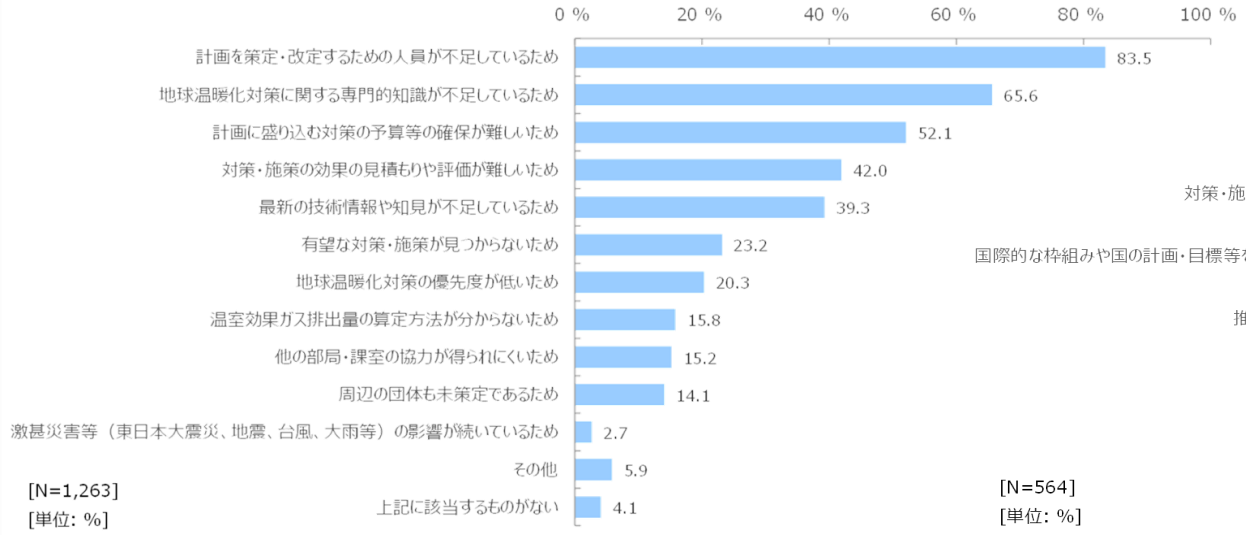

区域施策編の策定又は改定の過程で困難だったこと

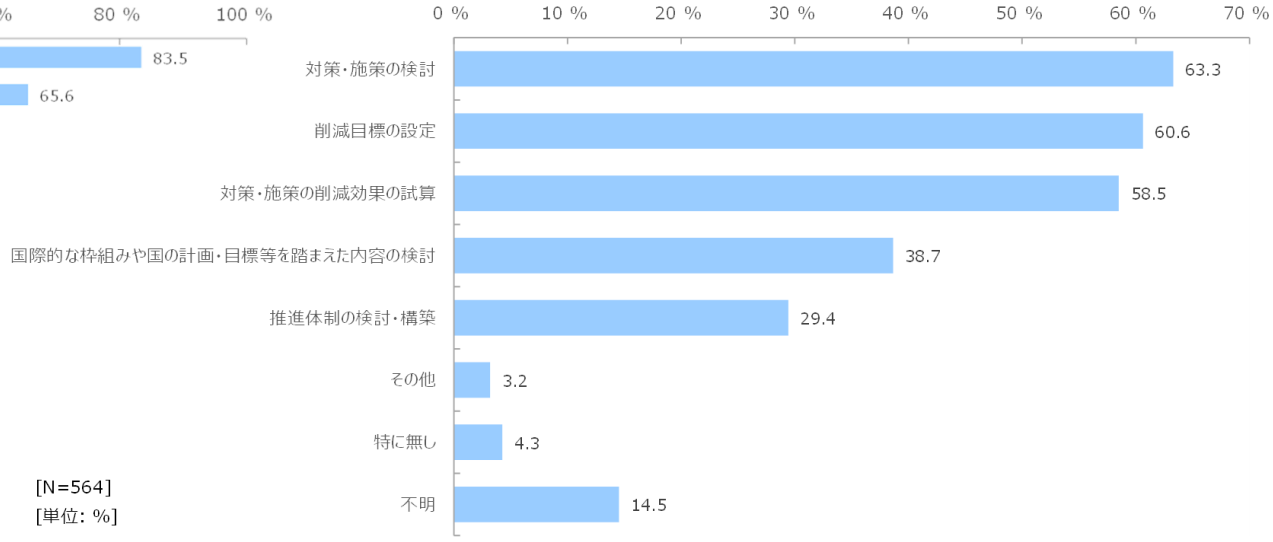

出所）環境省「令和２年度 地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査 調査結果報告書」202P、206P

地方公共団体の課題（事務事業編）

- 地方公共団体実行計画（事務事業編）が未策定・未改定の理由として、人員がいないことを挙げる地方公共団体が60%を超えている。また、地方公共団体の組合では、業務の特性上、省エネルギーの取組が難しい、自ら管理・保有している施設等がないという回答も一定程度ある。
- 地方公共団体が小規模なほど、人員がいない、他の業務と比較して優先度が低いことを理由挙げる割合が高くなる傾向にある。

事務事業編が未策定又は計画期間を過ぎていても未改定の理由【団体区分別】

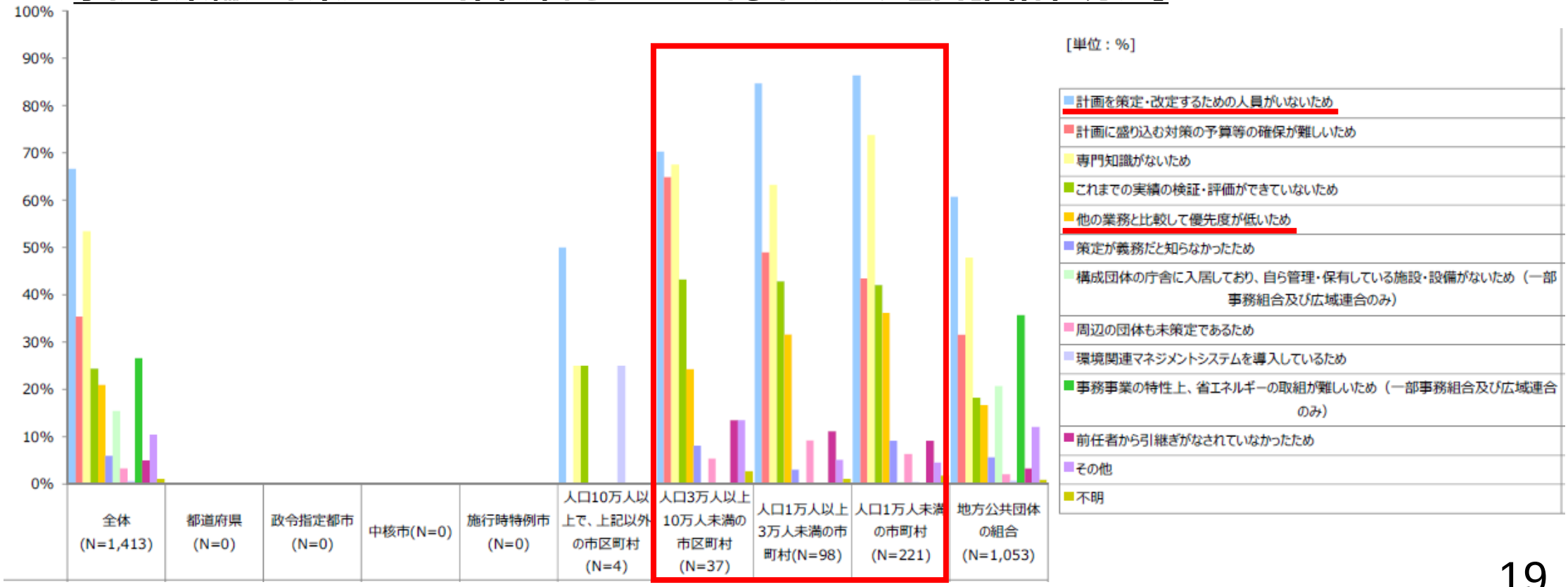

出所）環境省「令和２年度 地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査 調査結果報告書」43P

地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルに対する地方公共団体の意見

■ 地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルに対する地方公共団体の意見として、同マニュアルのボリュームの大きさや難解さ、また、排出量の算定に関する意見が多く挙げられている。

環境省「令和２年度 地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査」【抜粋】

- 国計画に基づく各施策の削減量について地方公共団体に落とし込んだときの算定方法を示してほしい
- 地方公共団体実行計画策定・実施マニュアル等のボリュームが大きすぎて、他の業務をしながらの対応が困難
- 全国一律で最低限策定するものを設定していただきたい
- 国や都道府県で市町村（区域）の排出量の算出をして欲しい

「令和３年 地方分権改革に関する提案募集（内閣府）」において地方公共団体から寄せられた具体的な支障事例 【抜粋】

地方公共団体実行計画（区域施策編）策定のために必要となる区域の温室効果ガス排出量の算定方法について、環境省から**「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）（Ver1.1）」（令和３年３月）が技術的な助言として示されているものの、内容が専門的で非常に分かりづらく、職員のみでは対応が出来ない。**

国の地球温暖化対策実行計画に掲げられた温室効果ガス削減目標の達成に向けた対策・施策の効果による削減量の内訳などが「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）（Ver1.1）」（令和３年３月）に掲載されていないため、削減目標を設定する際に国の対策・施策の効果による削減量を考慮することができない。

温暖化対策に必要な対策を検討するために必要な正確な温室効果ガス排出量を市で算定・推計ができない。

出所）地方分権改革有識者会議 第123回提案募集検討専門部会（令和3年8月5日）資料３ 地方からの提案個票（各府省第１次回答まで）、https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/kaigi/doc/teianbukai123shiryou03_1.pdfより

地球温暖化対策計画（案）における、「地方公共団体」の基本的役割

第１節 国、地方公共団体、事業者及び国民の基本的役割

２．「地方公共団体」の基本的役割

（１）地域の自然的社会的条件に応じた施策の推進

地方公共団体は、その地域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガス排出量の削減等のための総合的かつ計画的な施策を推進する。例えば、再生可能エネルギー等の利用促進と徹底した省エネルギーの推進、脱炭素型の都市・地域づくりの推進、循環型社会の形成、事業者・住民への情報提供と活動促進等を図ることを目指す。

都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市は、本計画に即して、地方公共団体実行計画において、地域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策及びその実施の目標に関する事項を定める計画（以下「地方公共団体実行計画区域施策編」という。）を策定し実施する。また、その他の地方公共団体も、同様に、地方公共団体実行計画区域施策編を策定し実施するよう努める。

さらに、地域の脱炭素化のための、改正地球温暖化対策推進法第２条第６項に定める再生可能エネルギーの利用と地域の脱炭素化の取組を一体的に行うプロジェクト（以下「地域脱炭素化促進事業」という。）が円滑に推進されるよう、地方公共団体実行計画区域施策編において、都道府県は促進区域設定に係る環境配慮の基準を必要に応じ定めるとともに、市町村は地域脱炭素化促進事業に関する事項を定め実施するよう努める。

（２）自らの事務及び事業に関する措置

地方公共団体は、自ら率先的な取組を行うことにより、区域の事業者・住民の模範となることを目指すべきである。このため、都道府県及び市町村は、本計画に即して、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画事務事業編」という。）を策定し実施する。

（３）特に都道府県に期待される事項

都道府県においては、管下の市町村における取組の優良事例の情報収集と他の市町村への普及促進に取り組むよう努める。

また、地方公共団体実行計画の策定・改定や同計画に基づく取組が困難な市町村に対し、技術的な助言や人材育成の支援等の措置を積極的に講ずるように努める。

さらに、市町村が地域脱炭素化促進事業を円滑に進められるよう、促進区域設定に係る環境配慮の基準をできるだけ定めるとともに、その他の援助を行うように努める。